

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

1 貸付額

愛知県内に所在する介護事業所等へ、介護職員等として再就職される方に、

40万円以内、一人当たり一回限りお貸しします。

ただし、下記の貸付対象者の要件の全てに該当することが必要です。

<貸付対象者の要件>

- ①居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等としての実務経験を1年以上有する方。
- ②下記のいずれかに該当する方。
 - 介護福祉士
 - 実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方。
 - 訪問介護員(ホームヘルパー)1級または2級の課程を修了した方。
- ③直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでに愛知県福祉人材センター等に求職登録等を行い、所定の書類を提出すること。
- ④愛知県内に所在する①と同要件の事業所に、介護職員等として就労した方。

※介護職員等とは、社会福祉法及び介護福祉士法第2条第2項に規定する業務に従事した方を指します。

2 返済

愛知県内で、**2年**以上介護の事業所・施設等で介護職員等として勤務すれば全額返済免除になります。

※貸付要件等の詳細については、愛知県福祉人材センターまでお問い合わせください。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会福祉人材センター
〒461-0011 名古屋市東区白壁1丁目50番地
(愛知県社会福祉会館内)
電 話 (052) 212-5516
FAX (052) 212-5518